

日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

5 労働・社会政策の動向

戦後労働立法の再編

八〇年代に入り、戦後労働立法の再編の動きが強まっているが、八五年から八六年にかけて事態はいつそう進展した。八五年六月一日に公布された男女雇用機会均等法は、八六年四月一日から施行となった。また八五年六月一日に成立した労働者派遣法も八六年七月一日より施行された。

このほか、企業に六〇歳定年制をとるよう求める中高年齢者等の雇用促進特別措置法が八六年四月一日に成立、一〇月一日施行された。その主な内容は、六〇歳定年制を企業の努力義務とし、特別な事由がないのに実施しない企業には、労相が定年引き上げ計画の作成命令、計画の実施勧告、正当な理由なく命令・勧告にしたがわない企業名の公表などの行政措置がとれるなどとなっている。

職業能力開発政策については、八五年一〇月より改正法が施行され、省令等で職業訓練の弾力化が具体化された。また八六年五月、職業能力開発基本計画が策定され、生涯能力開発への中期ビジョンが提起された。

法定労働時間短縮の建議

戦後の労働基準法および労働基準政策・行政の根幹にかかわるものとして注目されるのは、労相の諮問機関である中央労働基準審議会（白井泰四郎会長）が八六年一二月一〇日の総会でまとめた「労働時間法制等の整備について」の建議である。その主な内容は、(1)現行の週四八時間の法定労働時間を、週四〇時間に縮めることを「目標」として、法律に明記する、(2)当面は週四六時間とし、なるべく早い時期に週四四時間とする、(3)年次有給休暇は現行の「一年勤続（八割以上出勤）後に六日間、その後勤続一年ごとに一日ずつ加算」の最低付与日数を六日間から一〇日間に底上げする、(4)法定労働時間についての法的規制を緩和するため三つの型の変形労働時間制を導入するなどを骨子としている。

この審議会は、公益・労・使の代表者によって構成され、公益代表が軸になって、労・使の代表の妥協をはかる形で審議が進められたこともあって、建議の随所に法定労働時間短縮の不徹底さが残り、各方面で論議をまねいている。とくに変形労働時間制の大幅導入による法定労働時間の弾力化は、時間給、日給、日給月給制がまだ多く残る中小零細企業の労働者に不利になることが予想され、大きな問題をはらんでいるといわれている。さらに四〇時間労働制に移行すべき時間的なメドはもちろん、四四時間労働制の実現の時期についてもはっきりしていないとの指摘もある。

労働省は、この建議をうけて、四〇年ぶりの労働基準法抜本改正案を八七年三月までに国会に

提出し、八八年四月実施をめざすとしている。その意味で、戦後の労働基準政策・行政は、いまや大きな転換期をむかえている。

社会保障政策

社会保障政策も、大きな見直しがおこなわれつつある。首相の諮問機関である国民生活審議会総合政策部会は、八六年四月、「長寿社会の構図」をまとめ、急速な人口高齢化に合わせ、二〇〇〇年までに、六五歳までの雇用を保障するよう提言した。厚生省の高齢者対策企画本部の報告などと合わせ、高齢化社会への方向づけに関する重要な政策体系が練られようとしている。そうしたなかで、「健康」や「年齢」など、社会保障の既存の概念について見直しを迫る問題提起がつついていることも注目される。

また、八六年一二月一九日、老人保健法の改正案が成立した。これにより医療費の一部負担および加入者按分率の引き上げがおこなわれ、新しく「老人保健施設」が創設された。このことにより、従来の老人病院および特別養護老人ホームにおける給付との関連など、今後検討課題が残されることになった。

なお、医療の分野では、厚生省が国民医療総合対策本部を設置して、医療供給システムと健康保健制度とを含む総合的な見直しに着手した。精神保健、食品衛生および医薬品行政等においても制度の見直しがおこなわれた。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
